

不利益処分に関する処分基準 個票

上下水道局 下水道建設課

不利益処分の内容	特定施設の構造等の計画変更または廃止の命令	
根拠法令等及び条項	下水道法第12条の5	
処分基準	根拠条項	下水道法第12条の5
	参考事項	下水道法第12条の3、12条の4及び第46条
	設定等年月日	昭和33年 4月24日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 対象となる者 特定施設設置等の届出者（政令等で定める基準に適合しないもの）</p> <p>2 処分内容 計画変更または計画廃止の命令</p>	